

委 託 業 務 仕 様 書

工事名 : 郡山土木事務所管内 道路施設等維持修繕委託業務（道路施設等維持修繕費）
工事場所 : 郡山土木事務所管内
工事番号 : 第 201-委-1 号

（目的）

第1 この仕様書は、郡山土木事務所における道路施設等維持修繕委託契約の内容及び履行方法等の細則について定めることを目的とする。

（委託業務）

第2 委託業務は、郡山土木事務所における第7及び第8に定める道路施設等維持修繕作業等の業務（以下、「業務」という。）とし、受注者は善良な現場管理者の注意をもって業務を完遂しなければならない。

（委託場所）

第3 業務の履行場所は、郡山土木事務所が管理する道路、河川等とする。
ただし、大和中央道を除く。

（委託業務履行期間及び業務履行日等）

第4 業務は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間とする。
ただし、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び奈良県が指定する日を除く。
受注者は業務実施に必要十分な業務時間を確保するものとするが、適正な執行及び緊急対応のため土木事務所開庁時間を目途に業務実施に努めるものとする。

（連絡体制）

第5 受注者は、通常時並びに緊急時の会社内連絡体制を定め、郡山土木事務所から連絡があれば速やかに対処出来るようにしなければならない。

（業務の履行）

第6 受注者は、業務実施にあたり現場管理責任者を指名し、様式1により届け出なければならない。

- 2 現場管理責任者は、作業員の指揮管理を行い円滑な業務の履行に努めるとともに、郡山土木事務所と必要に応じ協議を行うものとする。
- 3 受注者は、各業務の実施にあたり、第7の内容をもとにあらかじめ実施手順書を作成し、郡山土木事務所に提出しなければならない。
また、各作業の通行規制（路肩作業、片側交互作業）についても同様に規制図を作成し、郡山土木事務所に提出しなければならない。

- 4 受注者は、毎週最初の勤務日（日・祝日の場合は翌日）の午前8時30分に郡山土木事務所に対して当該週の業務予定表を提出しなければならない。（様式2-1）
また、前月の業務日報（様式2）及び報告書（様式3）を郡山土木事務所から受け取り、月刊報告書として整理し遅延なく提出しなければならない。
- 5 受注者は、勤務日の午前8時30分までに郡山土木事務所に対して当日の現場管理責任者の氏名及び緊急連絡先並びに当日の業務予定表を提出しなければならない
- 6 受注者は、業務実施後速やかに郡山土木事務所に業務日報、報告書を提出しなければならない。
- 7 現場管理責任者及び作業員は、業務の実施にあたり請負者の従業員であることを明示し、その地位を明確にしなければならない。

（通常時業務の内容）

第7 通常時業務の内容は以下のとおりとする。

（1）道路パトロール

受注者は、適正に道路パトロールが執行できる体制を組んで郡山土木事務所管理道路のパトロールを行うものとする。

パトロールでは、道路が常時良好な状態に保たれるよう、車内からの目視又は必要により徒歩で道路及び道路の利用状況を把握し、道路の異常や危険箇所等に対して緊急の措置を講じるとともに道路管理上必要な情報等を収集する。

特に車内からの目視による場合は、道路面に留まらず、側溝及び法面等の状況の確認をしなければならない。

- ① 道路管理上危険と思われる箇所で、緊急を要し、かつ軽作業により対応可能なものは、交通誘導の必要がある場合は、交通誘導を行い安全を確保したうえで、作業を実施すること。また、作業前後の状況がわかるように写真撮影を行い報告書にまとめること。

＊ 軽作業とは、常温合材による路面凹凸の補修、人力で移動可能な路上障害物（落石・崩土、倒木、ゴミ、動物の死骸など）の撤去、側溝のゴミ上げ、その他作業員が数十分程度で完了できる作業とする。

＊ 撤去した路上障害物については、郡山土木事務所の指定場所に搬入し、分別が必要な場合は分別を行ったうえで搬入する。

＊ 落石・崩土、倒木に関しては路面の状態だけでなく可能な限り法面の状態も確認すること、確認出来ない場合及び2次災害の危険がある場合は軽作業で無いと判断すること。

- ② 道路管理上危険と思われる箇所で、緊急を要するが、軽作業により対応出来ないものは、交通誘導の必要がある場合は、交通誘導を行い通行車両の安全を確保したうえで、現場管理責任者は郡山土木事務所に位置、状況を速やかに連絡するものとする。また、写真撮影を行い報告書にまとめること。

- ③ 道路管理上危険と思われる箇所で、緊急を要しないものは位置、状態を確認し写真撮影を行い報告書にまとめる。

- ④ その他請負者において判断出来ない場合は、受注事業主は郡山土木事務所に報告

し、対応を協議すること。

(2) 道路等除草

受注者は、適正に道路等除草作業が執行できる体制を組んで、交通誘導の必要がある場合は、交通誘導を行い、作業の安全確保をしたうえで、草刈り・集草・積み込みを行う。なお、草刈り時の飛び石による事故が発生しないよう防御しなければならない。

① 刈り取った草は郡山本事務所の指定場所に搬入し、分別が必要な場合は分別を行ったうえで搬入する。

② 作業前後の状況がわかるように写真撮影を行うこと。

(3) 側溝清掃、路面清掃

受注者は、適正に側溝清掃、路面清掃が執行できる体制を組んで交通誘導の必要がある場合は、交通誘導を行い、作業の安全確保をしたうえで、側溝清掃（蓋の開閉）及び路面清掃・土砂の小運搬・積み込みを行う。また、状況に応じてバックホウを用いた作業を行うこととする。作業を行うにあたり、監督職員との打合せを必ず行うこと。

① 収集した土砂については郡山土木事務所の指定場所に搬入し、分別が必要な場合は分別を行ったうえで搬入する。

② 作業前後の状況がわかるように写真撮影を行う。

(4) 支障木伐採、街路樹剪定

受注者は、適正に支障木伐採、街路樹剪定が執行できる体制を組んで交通誘導の必要がある場合は、交通誘導を行い、作業の安全確保をしたうえで、伐採及び剪定・収集・運搬・積み込みを行う。また、状況に応じて高所作業車を用いての除草・伐木を行うこと。作業を行う際は監督職員と打合せを必ず行うこと。

① 収集した伐木については郡山土木事務所の指定場所に搬入し、分別が必要な場合は分別を行ったうえで搬入する。

② 作業前後の状況がわかるように写真撮影を行う。

(5) 凍結防止剤散布

受注者は、適正に凍結防止剤散布が執行できる体制を組んで交通誘導の必要がある場合は、交通誘導を行い、作業の安全確保をしたうえで、凍結防止剤の散布を行う。

(6) 凍結防止剤の設置、撤去

受注者は、適正に凍結防止剤の設置、撤去が執行できる体制を組んで交通誘導の必要がある場合は、交通誘導を行い、作業の安全確保をしたうえで、指定された場所に凍結防止剤の設置、撤去を行う。

(7) 河川等除草

受注者は、適正に河川等除草が執行できる体制を組んで草刈り・集草を実施する。ただし、積み込み場所が道路上で交通誘導の必要がある場合は、交通誘導を行い、作業の安全確保をしたうえで、積み込み作業を実施すること。

① 刈り取った草については郡山土木事務所の指定場所に搬入し、分別が必要な場合は分別を行ったうえで搬入する。

② 作業前後の状況がわかるように写真撮影を行うこと。

(8) 河川等支障物撤去

受注者は、適正に河川等支障物撤去が執行できる体制を組んで支障物の撤去を実施する。ただし、積み込み場所が道路上で交通誘導の必要がある場合は、交通誘導を行い、作業の安全確保をしたうえで、積み込み作業を実施すること。また、状況に応じてバックホウを用いた作業を行うこととする。作業を行うにあたり、監督職員との打合せを必ず行うこと。

＊ 支障物とは、河川の流水を阻害及び景観を悪化させる倒木、ゴミ、動物の死骸などで2～3人で撤去可能なものをいう。

① 撤去した支障物については郡山土木事務所の指定場所に搬入し、分別が必要な場合は分別を行ったうえで搬入する。

② 作業前後の状況がわかるように写真撮影を行うこと。

(9) その他(1)～(8)に付随する業務及び特別に委託した業務

(10) 上記各作業を実施する際の交通誘導には、安全確保のため適正な人員配置をしなければならない。なお、法令に定めがある場合は、それによらなければならない。

(緊急時業務の内容)

第8 受注者は、郡山土木事務所から緊急の出動要請を受けた場合は、速やかに現在作業中の現場作業員に対して、作業現場の安全を確保させた上で緊急業務が必要な現場に向わせ作業を実施させなければならない。

2 作業内容が第7に該当する場合は、第7各号とおりに実施すること。

3 その他受注者において判断出来ない場合には、受注事業主は郡山土木事務所に報告し対応を協議すること。

(交通規制)

第9 業務にあたって交通に危険を及ぼすおそれがあるときは、バリケード、保安ロープ、セフティコーン等を十分に設置し安全を確保しなければならない。

(貸与材料)

第10 受注者が郡山土木事務所から作業実施に必要な材料等の貸与をうける場合は、別途覚書を締結すること。

(実施体制)

第11 受注者は、業務実施にあたり郡山土木事務所からの貸与を受ける材料以外は自社で準備し常時使用出来るように維持管理に努めること。準備品はおおむね以下のとおりとしその他必要なものがある場合は郡山土木事務所と協議を行うこと。

① 作業員の衣服及び業務実施・安全確保において必要な装備品（安全靴、ヘルメット、自発光式の誘導棒、反射式の安全服など）

② 道路パトロールにおいて必要な筆記用具、デジタルカメラなど

③ その他、報告書作成に必要な備品、データの保管に必要な記録媒体など

④ 業務実施に際し必要な車両（ガソリン代、自動車保険料等を含む）

(報告書作成)

第12 報告書の様式は別添資料によるが、内容はおおむね以下のとおりとする。

(1) 道路パトロール

- ① 位置図（郡山土木事務所管内図のコピー）に赤実線でパトロールルートを記入
- ② 報告書 様式3-1

(2) 通常時作業

- ① 位置図（郡山土木事務所管内図のコピー）に青●で表記
- ② 詳細平面図（道路台帳コピー）に箇所を記入
- ③ 状況写真：作業前後の状況写真2～4枚程度
：作業中の状況写真 作業工程ごと1時間に2枚程度
- ④ 報告書 様式3-2

(3) 危険箇所を発見した場合及び緊急時の作業

- ① 位置図（郡山土木事務所管内図のコピー）に赤●で表記
- ② 詳細平面図（道路台帳コピー）に箇所、状況を記入
- ③ 状況写真（道路の状況、危険箇所の状況のわかるもの）2～4枚程度
＊ 必要に応じて状況の断面のスケッチなど
- ④ 報告書 様式3-3

(その他)

第13 受注者は、業務責任者及び作業員の使用者として、労働法及び労働社会保険法上の責任をすべて果たすとともに、適切な教育指導、指揮監督を行うものとする。

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

(様式1・第6条第1項関係)

現場管理責任者選任届

令和 年 月 日

郡山土木事務所長 様

受託業者

住所

氏名

印

下記業務に関する現場管理責任者を選任しましたので届け出します。

1. 業務名 道路施設等維持修繕委託業務

2. 受託期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日

3. 現場管理責任者氏名

(様式2・第6条第4項関係)

業 務 日 報 (月分)

月 日	作 業 内 容	業務従事人数	業 務 時 間
1			～
2			～
3			～
4			～
5			～
6			～
7			～
8			～
9			～
10			～
11			～
12			～
13			～
14			～
15			～
16			～
17			～
18			～
19			～
20			～
21			～
22			～
23			～
24			～
25			～
26			～
27			～
28			～
29			～
30			～
31			～

現場管理責任者氏名：

(様式2-1・第6条第4項関係)

週間業務予定表 (月 週分)

日 付	作業路線	作業場所	作業内容	人数	業務時間
月 日 (月) (AM)					
月 日 (月) (PM)					
月 日 (火) (AM)					
月 日 (火) (PM)					
月 日 (水) (AM)					
月 日 (水) (PM)					
月 日 (木) (AM)					
月 日 (木) (PM)					
月 日 (金) (AM)					
月 日 (金) (PM)					

※別途、位置図 (実施予定箇所図) を添付
現場管理責任者氏名： _____ 印

(様式3・第6条第4項関係)

月 間 業 務 報 告 書 (月 分)

月 日	作 業 内 容	業務従事人数	業 務 時 間
1			～
2			～
3			～
4			～
5			～
6			～
7			～
8			～
9			～
10			～
11			～
12			～
13			～
14			～
15			～
16			～
17			～
18			～
19			～
20			～
21			～
22			～
23			～
24			～
25			～
26			～
27			～
28			～
29			～
30			～
31			～

現場管理責任者氏名 : _____

(様式3-1・第6条第4項関係)

道路パトロール報告書

実施年月日：令和 年 月 日

天 候 ：

実 施 路 線	パトロール区間距離	時 間	特 記 事 項
		～	

※別途位置図（経路図）を添付

現場管理責任者氏名：

(様式 3 ― 2 ・ 第 6 条 第 4 項 関 係)

通 常 作 業 報 告 書

実施年月日：令和 年 月 日
天 候 ：

実施作業内容	実 施 場 所	時 間	作 業 内 容
道路等除草		～	
側溝・路面清掃			
支障木伐採・街路樹剪定			
凍結防止剤散布			
凍結防止剤の設置・撤去			
河川等除草			
河川等支障物撤去			
その他			

使用した材料等	袋	缶	kg
	袋	缶	kg
	袋	缶	kg

※別途、位置図、平面図、状況写真を添付
現場管理責任者氏名：_____

(様式 3 - 3 ・ 第 6 条 第 4 項 関 係)

危険箇所報告書・緊急作業時報告書

報告年月日：令和 年 月 日
天 候 ：

1. 危険箇所報告

所在地：_____

状 況	
-----	--

2. 緊急作業報告

所在地：_____

作業内容	
------	--

現場管理責任者氏名：_____

令和3年度 郡山土木事務所管内 道路施設等維持修繕委託業務 (道路施設等維持修繕費) の貸与材料に関する覚書

本業務を適正に実施するため、郡山土木事務所長（以下、甲という。）は株式会社〇〇（以下、乙という。）に対して、下記部材を無償にして貸与するものとする。

1. 貸与物品

- ア) A型バリゲード（及び重り）
- イ) セーフティーコーン（及び重り）
- ウ) 自発光式デリニエータ
- エ) 凍結防止剤
- オ) 常温合材
- カ) その他消耗品については、甲乙が協議するものとする。

2. 貸与物品については、指定する分を業務に先だって郡山土木事務所において貸与するものとする。なお、貸与された物品のうち消費したことで改めて貸与を受けたい旨の申し出については、確認後、必要に応じて改めて貸与することとする。

3. 乙は、貸与を受けた物品について、業務日報にその品目、数量を記載し現場写真により使用状況を明らかとしたうえで、業務完了後速やかに返却しなければならない。

4. 乙は、貸与物品を善管注意義務により使用しなくてはならず、善管注意義務を欠いたことで破損させた場合は実費弁償の責を負わなければならない。

5. その他この覚書によらず疑義有る場合は、甲乙協議により処理する。

甲 郡山土木事務所長

乙 株式会社 〇〇
代表取締役

業務及び通行の安全確保のための作業分担表(参考)

業務内容	作業内容	人 員
道路パトロール	運転（専属） 状況確認	1名 3名
※軽作業発生時	運転（専属） 軽作業	1名 3名
道路等除草	運転（専属） 草刈り・集草・積込	1名 3名
側溝清掃 路面清掃	運転（専属） 側溝・路面清掃	1名 3名
支障木伐採 街路樹剪定	運転（専属） 伐採・剪定 収集	1名 2名 1名
凍結防止剤散布 凍結防止剤設置・撤去	運転（専属） 散布、設置・撤去	1名 3名
河川等除草	除草 積込	3名 1名
河川等支障物撤去	支障物撤去 積込	3名 1名

注) ①本表は、作業内容毎の配置人員を定めたものではなく、作業内容毎に必要なと思われる人員を参考として作成したものです。

②各事業者は、仕様書の業務内容及び作業時における作業員、通行者の安全確保のための交通誘導員を配置して下さい。